

園で流行しやすい感染症 * 主治医の診断を受けてから登園してください

病名	登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過し、全身状態が良いこと	証明書	
風疹（三日はしか）	発疹が消失していること		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良いこと		
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化していること		
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過していること		
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）		
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了していること		
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること		
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認められていること		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過し全身状態が良いこと		※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による（P9の保健衛生の項を参照）		
インフルエンザ	発症した日を0日とし後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること		登園届
新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日とし後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	× 不要だが医師の指示に従って登園	
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと		
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶた化していること		

* 伝染性軟属腫（水いぼ）は、医師に相談してください。

アタマジラミについては、駆除したのち、シラミや卵がいなくなった時点で登園が可能です。

☆これらの病気にかかった時は、園へ連絡してください。

☆証明書が必要とされているものは、証明書を園に提出してから登園可能となります。

☆証明書が必要とされている病気以外でも、症状によって園長が必要と判断する場合もありますのでご了承ください。